

稲田学園地域運営協議会会則

第 1 章 総 則

第 1 条（名称及び事務局）

この会は、稲田学園地域運営協議会といい、事務局を稲田学園内に置く。

第 2 条（目 的）

この会は、稲田学園の運営に関し、校長の権限と責任の下、学校に在籍する児童又は生徒の保護者及び地域住民等の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善やふるさと稲田に夢と誇りをもった「やさしく、かしこく、たくましく、未来を拓く 稲田の子」の育成を目指すことを目的とする。

第 3 条（方 針）

この会は、教育を本旨とした民主的な社会教育団体であり、営利及び特定の宗教や政党に偏ることなく、他の団体及び機関と協力する。

第 4 条（活 動）

この会は、第 2 条の目的を達成するため、稲田学園 校長の招集により話し合いを行い、地域運営協議会としての答申を校長へ示す。

第 2 章 組 織 及 び 会 員

第 5 条（組 織）

この会は、稲田学園 校長の委嘱により、稲田学園 P T A 会長および稲田地域区長会代表および各学校評議員、保護者、有識者等をもって組織する。

第 3 章 役 員

第 6 条（役 員）

この会には、次の役員をおく。

・協議会長 1 名 ・副協議会長 2 名

また、役員の選出は委員の中での互選とする。

役員の任務は、次のとおりとする。

1 協議会長は、この会を代表するとともに、会を統括し、会の進行を行い、決定事項を答申として示す。

2 副協議会長は協議会長を補佐し、協議会長に事故ある時はその職務を代行する。

第 4 章 そ の 他

第 7 条（守秘義務）

この会で検討された内容において、個人情報や公にできない内容が含まれている事項においては守秘義務とする。

第 8 条（任期）

委員の任期は一年間とする（４月１日～３月３１日）。

附 則

第 9 条（規約改正）

この規約は、運営協議会において改正することができる。

第 10 条（諸規定）

この会の運営に関する必要な細則は、協議会において制定することができる。

第 11 条

この規約は、平成２７年１２月１日から実施する。

○平成３０年度稲田教育地域運営協議会組織

No.	分類	役職	氏名	備考
1	区長会	会長		
2		副会長		
3	学校評議員	公民館長		
4		岩淵区長		
5		民生委員		
6		保護司		
7		保護者		
8	PTA関係	PTA会長		
9		体育文化後援会長		
10		PTA顧問		
11	幼稚園保護者	PTA会長		
12	商工会	JA夢みなみ稲田支店長		
13	商工会	ホテル米屋女将		
14	学識経験者	稲田幼稚園長		
15	学識経験者	稲田児童クラブ館長		

○ 平成３０年度組織

協議会長	
副協議会長	
副協議会長	